【小母」	、寸谷中 利用有具担領 科並衣』			上段:保育標準時间の料金 ト段:保育短時间の料金						単価:片
			当年度4月1日現在の年齢							
階層 区分	定義			0 歳児・1 歳児			2 歳児			3 歳児
E73				第1子	第2子	第3子 以降	第1子	第2子	第3子 以降	以上
第 1 階層	生活保護世帯等			0 0			0 0			
第 2	当該年度分の市区町村民税の非課税世帯 (ただし第1階層の該当者を除く)			0			0			
階層				0			0			
第 3 階層	当該年度 分の市区	48, 600 円未満	ひとり親世帯等	4, 000	0	0	3, 050	0	0	
				3, 950	0	0	3, 000	0	0	
			ひとり親世帯等	9, 000	4, 500	0	7, 100	3, 550	0	
			以外の世帯	8, 900	4, 450	0	7, 000	3, 500	0	-
第 4 階層	町村民税 の課税世 帯でその	48,600 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	7, 150	0	0	6, 150	0	0 0	
				7, 050		_	6, 050		_	
			ひとり親世帯等   以外の世帯	14, 300 14, 100	7, 150 7, 050	0 0	12, 300 12, 100	6, 150 6, 050	0 0	0
第 5	所得割額	77, 101 円		14, 300	7, 150	0	12, 300	6, 150	0	0
階層	が次の区	97, 000 円	•	14, 100	7, 150	0	12, 100	6, 050	0	
第 6	分に該当	該当 97,000 円以上		26, 700	13, 350	0	22, 400	11, 200	0	
階層	するもの			26, 300	13, 150	0	22, 000	11, 000	0	
第 7	, , , , ,	133,000 円以上		39, 200	19, 600	0	32, 500	16, 250	0	
階層	(ただし	169,000 円未満		38, 600	19, 300	0	32, 000	16, 000	0	
第8	<b>筆 1 階層</b> 169,000 Ⅰ			58, 000	29, 000	0	41, 900	20, 950	0	
階層	の該当者	301,000 円未満		57, 100	28, 550	0	41, 200	20, 600	0	
第 9	を除く)	301,000 円以上		63, 600	31, 800	0	44, 700	22, 350	0	
階層		397, 000 円未満		62, 600	31, 300	0	44, 000	22, 000	0	
第10		397, 000 円以上		66, 000	33, 000	0	47, 000	23, 500	0	
階層				64, 900	32, 450	0	46, 200	23, 100	0	

※給食費(3歳児~5歳児のみ)や延長保育料、教材費等は別途必要となります。詳細は各施設にご確認ください。

## 【保育料の算定方法】

- ●保育料は、寄付金控除等の税額控除が適用される前の、父母の市区町村民税所得割額の合算で決定します。
- ●4月分~8月分の保育料は「前年度の市区町村民税 所得割額」により、9月分~3月分の保育料は「当年度の市区町村民税 所得割額」により、それぞれ算定します。
- ●父母ともに市区町村民税が非課税の場合で、<u>同一世帯にお子さんを税法上の扶養に入れている祖父母がいる</u>場合には、その方の市区町村民税の所得割額により算定します。
- ●父母が<u>税未申告の場合は第10階層での決定</u>となっています。**速やかに申告の上、市役所すくすく保育課にその旨を申し出てください**。なお、遡っての再算定は行いませんので、ご留意ください。
- ●前年度1月2日以降に転入された方については、ご提出いただいた市区町村民税(非)課税証明書、またはマイナンバーによる課税情報照会の結果により算定します。

## 【多子軽減のカウント方法について】

- ●年収約360万円未満相当の世帯の場合…
  - 保護者が監護し生計が同一のお子さんの人数で、最も年長の子から順にカウントします。(別居されているお子さんがいる場合は、市役所すくすく保育課までご相談ください。)
- ●年収約360万円以上相当の世帯の場合…

同一世帯の**就学前児童(小学校入学前の児童)**が、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認証保育園、企業主導型保育事業所、幼稚園、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設、認可外保育施設に通園、または児童発達支援(守谷市こども療育教室等)、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用しているお子さんで、最も年長の方から順にカウントします。

※注: の施設を利用している場合は、市役所すくすく保育課まで申告が必要です。